

給実甲第1242号

平成30年2月1日

人事院事務総長

給実甲第1080号の一部改正について（通知）

給実甲第1080号（指定職俸給表を適用する職員について）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年2月1日以降は、これによってください。

記

第1項第1号を次のように改める。

- 一 指定職俸給表の適用を受ける職員として指定しようとする日（以下単に「指定しようとする日」という。）に次のいずれかに掲げる要件を満たす職員
イ 人事院規則8—12（職員の任免）（以下「規則8—12」という。）
第25条第3号に掲げる官職への昇任又は転任（規則8—12第26条第2項に規定する人事院が定める転任に限る。）をしたこと。
- ロ 特定幹部職（規則8—12第18条第3項に規定する特定幹部職をいう。）への昇任又は転任（適格性審査基準（平成26年6月4日内閣官房長官決定）の1に規定する現に幹部職に属する官職と同じ若しくは同等の職制上の段階に属する官職に就いている者又は過去に幹部職に属する官職と同じ若しくは同等の職制上の段階に属する官職に就いていた者に係る転任を除く。）をし、かつ、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 指定しようとする日以前における直近の連続した3回の能力評価（人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号。以下「人事評価政令」という。）第5条第3項に規定する評価期間に係るものに限る。(2)において「能力評価」という。）及び6回の業績評価（同条第4項に規定する評価期間に係るものに限る。(2)において「業績評価」という。）の全体評語（人事評価政令第9条第3項（人事評価政令第14条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第6条第1項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位又は中位の段階であること。
- (2) 指定しようとする日以前における直近の連続した2回の能力評価及び4回の業績評価の全体評語について、一の全体評語が上位の段階であること。
- (3) 次に掲げる国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定に基づく懲戒処分又はこれに相当する処分（以下この(3)において「懲戒処分等」という。）の区分に応じ、指定しようとする日まで引き続く次に定める期間において懲戒処分等を受けていないこと及び指定しようとする日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき懲戒処分等を受けることが相当とされる行為をしていないこと。
 - ㉑ 停職又はこれに相当する処分 2年
 - ㉒ 減給又はこれに相当する処分 1年6月
 - ㉓ 戒告又はこれに相当する処分 1年

第1項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号イ中「次に掲げる要件」を「前号ロ(1)から(3)までに掲げる要件」に改め、同号イ(1)から(3)までを削り、同号ロ中「イ(1)及び(2)」を「前号ロ(1)及び(2)」に改め、同号を第2号とする。

以 上